



山形県公報

平成15年8月8日(金)
第1464号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉企画課) ...965
生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....	(同) ...966
生活保護法による指定医療機関の指定.....	(同) ...同
生活保護法による指定介護機関の指定.....	(同) ...同
児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(児童家庭課) ...同
土地改良事業施行の認可.....	(庄内総合支庁農村計画課) ...967
市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...同
県証紙売りさばき人の変更.....	(出納局) ...同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ...968
大規模小売店舗の変更の届出.....	(商業振興課) ...同
同.....	(同) ...969
同.....	(同) ...970
同.....	(同) ...971
同.....	(同) ...972
同.....	(同) ...974
大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....	(同) ...975
同.....	(同) ...同
同.....	(同) ...同
特定調達契約に係る落札者の公告.....	(出納局) ...976
一般競争入札の公告.....	(同) ...同
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....	(公安委員会) ...977
監査結果の公表.....	(監査委員) ...978

正 誤

告 示

山形県告示第781号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
水 沢 歯 科 診 療 所	西村山郡西川町大字水沢403番地の4	平成15. 4.24

千 年 堂 薬 局	鶴岡市馬場町6番地の41	同	6.30
晴雲荘 阿 部 医 院	同 宝町10番地の2	同	7.1

山形県告示第782号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	休 止 年 月 日
三 沢 医 院	西村山郡河北町谷地己16番地	平成15. 3.18

山形県告示第783号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ら・ふらんす調剤薬局成沢店	山形市蔵王西成沢145番地(22街区の15)	平成15. 7.22
ほのぼの調剤薬局	東村山郡山辺町大字大塚822番地の1	同 7.23
板垣脳神経クリニック	山形市蔵王成沢字町浦490番地の10(48街区の3)	同 7.24

山形県告示第784号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
サポート 21	通 所 介 護	山形市城西町二丁目1番20号	平成15. 7.22
医療法人社団健好会 サイト一内科	介 護 療 養 型 医 療 施 設	酒田市一番町9番9号	同 7.28
ツルオカ薬局病院前店	居 宅 療 養 管 理 指 導	鶴岡市泉町5番地の75	同

山形県告示第785号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	永寿荘ホームヘルパーセンター 鶴岡市茅原町28番10号	児童居宅介護	平成15年 7 月17日
社会福祉法人大江町社会福祉協議会 西村山郡大江町大字左沢887番地の 2	大江町社会福祉協議会居宅介護事業所 西村山郡大江町大字左沢887番地の 2	児童居宅介護	平成15年 7 月24日

山形県告示第786号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。
平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称
今野川土地改良区
- 2 認可年月日
平成15年 7 月24日

山形県告示第787号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 七日町721ブロック地区計画
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第788号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4 月県規則第34号）第14条第 1 項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。
平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

売 り さ ば き 人				売りさばき所の所在地	承認年月日
変 更 前		変 更 後			
名称及び代表者氏名	所 在 地	名称及び代表者氏名	所 在 地		
株式会社庄交学園 代表取締役 伊藤 信男	鶴岡市日和田町 20番48号	株式会社庄交コーポレーション 代表取締役 真嶋 経一郎	鶴岡市錦町 2 番 60号	鶴岡市日和田町20番 48号	平成15. 7. 30

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成15年 7 月 29 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 かみのやま乗馬クラブ
 - (2) 代表者の氏名
山村 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地
山形県山形市青田三丁目 8 番 6 号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、一般人に対して、乗馬をととして馬事思想の普及啓蒙に関する事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに余目町役場において平成15年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ余目店
東田川郡余目町大字余目字滑石57番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番 25 号
代表取締役 反田 悦生
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番 25 号	原 田 昭 彦

(変更後)

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番 25 号	反 田 悦 生

- 4 変更年月日
平成15年 5 月 13 日

5 届出年月日

平成15年 7 月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月 8 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに余目町役場において平成15年12月 8 日まで縦覧に供する。

平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ余目店

東田川郡余目町大字余目字滑石57番地 1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号

代表取締役 反田 悦生

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
午前 9 時	午前 0 時	年間 5 日は開店時刻午前 6 時30分、年間30日は開店時刻 8 時

（変更後）

開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
終 日 営 業		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前 8 時30分から午前 0 時30分まで。ただし、年間 5 日は午前 6 時から午前 0 時30分まで、年間30日は午前 7 時30分から午前 0 時30分まで

（変更後） 終 日

4 変更年月日

平成15年 7 月22日

5 届出年月日

平成15年 7 月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月 8 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに遊佐町役場において平成15年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

遊佐ショッピングセンターエルパ

飽海郡遊佐町大字小原田字沼田12外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

遊佐ショッピングセンター協同組合 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴135番地8

代表理事 渋谷 有次

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	原 田 昭 彦
有 限 会 社 ほ ん ま	飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田20番地	本 間 助 治
株 式 会 社 岐 阜 陶 園	飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田18番地4	加 藤 国 幸
柴 田 春 夫	飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴181番地2	
今 野 文 悦	飽海郡遊佐町大字野沢字宅内42番地	
戸 田 孝 志	飽海郡八幡町観音寺町後33番地38	
高 橋 正 一	飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田4番地6	
渋 谷 有 次	飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田34番地	
本 間 恂 子	飽海郡遊佐町大字遊佐町字下高砂30番の内2	
株 式 会 社 地 酒 庄 内 館	東田川郡余目町千河原99番地	後 藤 俊 明
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市大字上須頃445番地	坂 本 勝 司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生

有限会社ほんま	飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田20番地	本間 助 治
株式会社岐阜陶園	飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田18番地 4	加藤 国 幸
柴田 春 夫	飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴181番地 2	
今野 文 悦	飽海郡遊佐町大字野沢字宅内42番地	
戸田 孝 志	飽海郡八幡町観音寺町後33番地38	
高橋 正 一	飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田 4 番地 6	
渋谷 有 次	飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田34番地	
本間 恂 子	飽海郡遊佐町大字遊佐町字下高砂30番の内 2	
株式会社地酒庄内館	東田川郡余目町千河原99番地	後藤 俊 明
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市大字上須頃445番地	坂本 勝 司

4 変更年月日

平成15年5月13日

5 届出年月日

平成15年7月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに平田町役場において平成15年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ平田店

飽海郡平田町大字砂越字粕町75番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	原 田 昭 彦

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	原 田 昭 彦
佐 藤 と よ 子	飽海郡平田町大字中野俣字沢山137番4	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生
佐 藤 と よ 子	飽海郡平田町大字中野俣字沢山137番4	

4 変更年月日

平成15年5月13日

5 届出年月日

平成15年7月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに藤島町役場において平成15年12月8日まで縦覧に供する。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤島ショッピングセンター

東田川郡藤島町藤浪五丁目1番1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 協同リース株式会社 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号
 代表取締役 柳井 邦宏
 オリックス株式会社 東京都港区芝三丁目22番8号
 代表取締役 藤木 保彦

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前)

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
協 同 リ ー ス 株 式 会 社	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号	柳 井 邦 彦
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	東京都港区芝三丁目22番8号	藤 木 保 彦

(変更後)

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
協 同 リ ー ス 株 式 会 社	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番17号	柳 井 邦 宏
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	東京都港区芝三丁目22番8号	藤 木 保 彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	原 田 昭 彦
鈴 木 静 子	東田川郡藤島町大字藤島字古楯跡49番地	
小 林 久 治	東田川郡三川町横山字袖東2番地の18	
ジャスフォート株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	本 田 進
株 式 会 社 ジ ョ イ	東根市神町中央二丁目2番6号	重 本 幸 男

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生
鈴 木 静 子	東田川郡藤島町大字藤島字古楯跡49番地	
小 林 久 治	東田川郡三川町横山字袖東2番地の18	
ジャスフォート株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	本 田 進

株 式 会 社 ジ ョ イ	東根市神町中央二丁目 2 番 6 号	小 関 充
---------------	--------------------	-------

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項
平成15年 7 月13日
- (2) 3の(2)に掲げる事項 (マックスバリュ東北株式会社に係るものに限る。)
平成15年 5 月13日
- (3) 3の(2)に掲げる事項 (株式会社ジョイに係るものに限る。)
平成15年 2 月12日

5 届出年月日

平成15年 7 月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月 8 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年12月 8 日まで縦覧に供する。

平成15年 8 月 8 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米沢サティ

米沢市春日二丁目13番地 4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マイカル総合開発 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番30号

管財人 岡田 元也

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
午前10時	午後 9 時	年間150日は開店時刻午前 9 時、 年間 7 日は開店時刻午前 8 時

(変更後)

開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
午前 9 時	午後11時	年間 7 日は開店時刻午前 8 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで。ただし、年間150日は午前 8 時30分から午後 9 時30分まで、年間 7 日は午前 7 時30分から午後 9 時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、年間7日は午前7時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成15年7月19日

5 届出年月日

平成15年7月18日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年9月8日まで縦覧に供する。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
山交ビル
山形市香澄町三丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日
平成15年3月14日
- 3 意見の概要
意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により南陽市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成15年9月8日まで縦覧に供する。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
南陽ショッピングプラザ
南陽市郡山字塚田578番外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日
平成15年3月14日
- 3 意見の概要
意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成15年9月8日まで縦覧に供する。

平成15年8月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ天童

天童市南町一丁目 7番 1号外

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年 3月14日

3 意見の概要

店舗内照明の漏れの防止や敷地内の外灯等の明るさや方向等に配慮し、店内外の照明が周辺の住宅等に悪影響を及ぼさないように努めること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年 8月 8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量

超精密非球面研削盤 一式

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目 8番 1号 電話番号023(630)2723

(3) 落札者を決定した日 平成15年 6月11日

(4) 落札者の名称及び所在地

伊藤忠メカトロニクス株式会社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 8番 4号

(5) 落札金額 131,218,500円

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成 7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第 3条の公告を行った日 平成15年 4月30日

2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量

超精密複合マイクロ加工機 一式

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目 8番 1号 電話番号023(630)2723

(3) 落札者を決定した日 平成15年 6月11日

(4) 落札者の名称及び所在地

サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町 6番38号

(5) 落札金額 124,950,000円

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(7) 特例規則第 3条の公告を行った日 平成15年 4月30日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第 1項の規定により、多目的フルデジタルエックス線透視撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年 8月 8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目 8番 1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成15年 9月18日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 多目的フルデジタルエックス線透視撮影装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年 1月30日(金)

(4) 納入場所 上山市河崎三丁目 7番 1号 総合療育訓練センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年 1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目 8番 1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年 3月県規則第 9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の 2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第 1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第 1項第 8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年 3月県条例第 6号)第 3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年 9月 8日(月)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Multipurpose All digital X-ray Fluoroscopy quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 18, 2003
- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年 8月 8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

電子計算機、周辺装置及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目 8番 1号 電話番号023(626)0110

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年6月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 53,046,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成15年4月から平成15年6月まで実施した平成14年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成15年8月8日

山形県監査委員	鈴	木	正	法
山形県監査委員	広	谷	五郎左工門	
山形県監査委員	櫻	井	薫	
山形県監査委員	濱	田	宗	一

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関53箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員
薬 用 植 物 園	平成15年4月23日	濱田 宗一
新 庄 警 察 署	平成15年4月24日	濱田 宗一
最 上 地 区 水 道 事 務 所	平成15年4月24日	濱田 宗一
農 業 研 究 研 修 セ ン タ ー	平成15年4月24日	濱田 宗一
農 業 大 学 校	平成15年4月24日	濱田 宗一
北 部 発 電 管 理 事 務 所	平成15年4月24日	櫻井 薫
水 産 試 験 場	平成15年4月24日	櫻井 薫
鶴 岡 警 察 署	平成15年4月24日	櫻井 薫
山 形 空 港 事 務 所	平成15年4月25日	濱田 宗一
園 芸 試 験 場	平成15年4月25日	濱田 宗一
森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー	平成15年4月25日	濱田 宗一
村 山 地 区 水 道 事 務 所	平成15年4月25日	濱田 宗一
鶴 岡 工 業 高 等 学 校	平成15年4月25日	櫻井 薫
酒 田 商 業 高 等 学 校	平成15年4月25日	櫻井 薫
産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校	平成15年4月25日	櫻井 薫

大 阪 事 務 所	平成15年5月7日	櫻井 薫
名 古 屋 事 務 所	平成15年5月8日	櫻井 薫
東 京 事 務 所	平成15年5月8日	濱田 宗一
加 茂 水 産 高 等 学 校	平成15年5月12日	濱田 宗一
温 海 警 察 署	平成15年5月12日	濱田 宗一
酒 田 東 高 等 学 校	平成15年5月12日	濱田 宗一
酒 田 西 高 等 学 校	平成15年5月12日	濱田 宗一
砂 丘 地 農 業 試 験 場	平成15年5月12日	櫻井 薫
養 豚 試 験 場	平成15年5月12日	櫻井 薫
酒 田 工 業 高 等 学 校	平成15年5月12日	櫻井 薫
鶴 岡 中 央 高 等 学 校	平成15年5月12日	櫻井 薫
鶴 岡 北 高 等 学 校	平成15年5月12日	櫻井 薫
鶴 岡 南 高 等 学 校	平成15年5月12日	櫻井 薫
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成15年5月13日	濱田 宗一
産 業 技 術 短 期 大 学 校	平成15年5月13日	濱田 宗一
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	平成15年5月13日	濱田 宗一
保 健 医 療 大 学	平成15年5月15日	櫻井 薫
福 祉 相 談 セ ン タ ー	平成15年5月15日	櫻井 薫
病 害 虫 防 除 所	平成15年5月26日	鈴木正法・濱田宗一
金 峰 少 年 自 然 の 家	平成15年5月26日	鈴木正法・濱田宗一
庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所	平成15年5月26日	鈴木正法・濱田宗一
海 浜 青 年 の 家	平成15年5月26日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
遊 佐 高 等 学 校	平成15年5月26日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
農 業 試 験 場	平成15年5月27日	鈴木正法・濱田宗一

総合療育訓練センター	平成15年5月27日	鈴木正法・濱田宗一
庄内地区水道事務所	平成15年5月27日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
庄内教育事務所	平成15年5月27日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
酒田警察署	平成15年5月27日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
鳥海学園	平成15年5月28日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
庄内地区水道事務所平田事務所	平成15年5月28日	広谷五郎左工門・櫻井 薫
新庄病院	平成15年6月3日	鈴木正法・濱田宗一
最上教育事務所	平成15年6月3日	鈴木正法・濱田宗一
山形警察署	平成15年6月18日	広谷五郎左工門・濱田宗一
中央病院	平成15年6月18日	広谷五郎左工門・濱田宗一
がん・生活習慣病センター	平成15年6月18日	広谷五郎左工門・濱田宗一
救命救急センター	平成15年6月18日	広谷五郎左工門・濱田宗一
村山教育事務所	平成15年6月18日	広谷五郎左工門・濱田宗一
河北病院	平成15年6月18日	広谷五郎左工門・濱田宗一

第2 監査の結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 中央病院

診療材料管理システムに賃貸借及び保守に関する契約が適切でない。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

- (ア) 授業料の減額調定が行われていないものがある。(加茂水産高等学校)
- (イ) 授業料の減額調定が遅延しているものがある。(鶴岡北高等学校)
- (ウ) 県証紙の消印が無いものがある。また、証紙収入整理簿が整備されていない。(鶴岡北高等学校)
- (エ) 業務委託に係る電気料の収入調定が遅延しているものがある。(産業技術短期大学)

イ 支出

- (ア) 旅費の精算日付が多数漏れている。(砂丘地農業試験場・養豚試験場・酒田工業高等学校)
- (イ) 旅費の精算が著しく遅延しているものがある。(鶴岡北高等学校・総合療育訓練センター)
- (ウ) 自家用車出張承認簿が整備されていない。(庄内教育事務所)
- (エ) 旅行命令及び旅行命令の変更が行われていないものがある。(最上教育事務所)
- (オ) 工事代金の支払いが遅延しているものがある。(庄内地区水道事務所)

ウ 財産

- (ア) 美術品の管理が適切に行われていない。(中央病院)
- (イ) たな卸資産の廃棄処分が適切でないものがある。(北部発電管理事務所)

エ その他

- (ア) 旅費支給に関する書類の保管が適切でないものがある。(鶴岡南高等学校)
- (イ) 業務委託契約に関する書類の保管が適切でないものがある。(中央病院)

正 誤

発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成15. 3. 28	第1426号	348	2	「(地籍調査管理事業)を(地籍活用GIS推進事業)」	「(地籍調査管理事業)を「(地籍活用GIS推進事業)」

平成15年8月8日印刷
平成15年8月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056